

きっぷをなくした場合

- ▼ きっぷをなくした場合、駅のきっぷうりばや列車の係員にその旨を話して、紛失再発行用として同じきっぷ（なくしたきっぷがおトクなきっぷ（「ジパング倶楽部」の割引や「レール&レンタカーきっぷ」などを含みます）の場合は、なくしたきっぷと同じ区間・列車・設備の無割引のきっぷ）をもう一度お買い求めください（「紛失再」の表示をいたします）。指定券については、同じ列車の指定券に限ります。買いなおしたきっぷは、下車駅の精算所で「再収受証明」を受け、そのままお持ち帰りください。
- ▼ 1年以内になくしたきっぷが発見された場合、そのきっぷと、「再収受証明」のあるきっぷの両方を駅の精算所へお持ちください。発見されたきっぷについて（なくしたきっぷがおトクなきっぷの場合は、あとからお買い求めいただいた無割引のきっぷについて）、手数料220円（指定券は340円）をいただき、「再収受証明」のあるきっぷの運賃・料金を払いもどします。なくしたきっぷがおトクなきっぷの場合は、あとからお買い求めいただいたきっぷのご利用状況などにより、払いもどしができない場合があります。詳しくは係員におたずねください。
- ▼ きっぷが盗難にあわれた場合も、同様のお取り扱いとなります。
- ▼ 定期券及び一部のおトクなきっぷは、このお取り扱いをいたしません。紛失しないようご注意ください。